

## 別添3

### 中原区区民会議運営部会要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第7条に基づき設置する中原区区民会議運営部会（以下「運営部会」という。）について、条例、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）及び中原区区民会議要綱（平成18年4月1日18川中総第195号区長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 運営部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 検討テーマに関すること。
- (2) 区民会議の具体的な運営のあり方に関すること。
- (3) 報告書のとりまとめに関すること。
- (4) その他、区民会議の円滑な運営に関すること。

#### (組織等)

第3条 運営部会は、区民会議で指名された委員によって構成する。

2 運営部会員の任期は、中原区区民会議委員の任期とする。

#### (正副部会長)

第4条 運営部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、運営部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部